

新しい専門医の仕組み その基盤となる考え方

- ・ 新たな専門医の仕組みは、**プロフェッショナル・オートノミー（専門家による自律性）**を基盤として、設計されるべきである

1

専門医の在り方に関する検討会報告書 平成25年4月22日



医療制度との関係の整理

- ・ 「標榜医」の在り方については、今後、検討を行うことが考えられる。
- ・ 新たな仕組みのもとでの専門医について、標榜科と関連させることも将来的には考えるべきである。
- ・ 新しい専門医の仕組みについては、新たな専門医の認定・更新状況等を踏まえつつ、将来的には、関係制度等への位置づけを検討することが望ましい。

このため制度でなく「仕組み」としている

2

専門医の在り方に関する検討会報告書 平成25年4月22日



専門医の養成と地域医療との関係について

- 新たな専門医の仕組みの構築にあたっては、少なくとも、**現在以上に医師が偏在することのないよう、地域医療に十分配慮すべき**である。

3

専門医の在り方に関する検討会報告書 平成25年4月22日



都道府県、大学、医師会等の協議・関与が重要 ①

- **研修施設**が専門医の養成プログラムを作成するにあたっては、**国や都道府県、大学、地域の医師会等の関係者**と十分に連携を図ることが期待されるとともに、初期診療が地域で幅広く求められる専門医の養成プログラムの中には、一定期間の地域医療に関する研修を取り入れることが必要である。また、いわゆる「地域枠」等をはじめ、地域医療に従事することを希望する医師が専門医となる環境を確保していく観点から、地域医療に配慮した病院群の設定や養成プログラムの作成等に対する公的な支援を行うことも考えられる。

4

平成25年4月22日 専門医の在り方に関する検討会報告書



都道府県、大学、医師会等の協議・関与が重要 ②

- 地域の実情に応じて、研修病院群の設定や、専門医の養成プログラムの地域への配置の在り方などを工夫することが大切である。研修施設については、都道府県（地域医療支援センター等）と連携しつつ、大学病院や地域の中核病院などの基幹病院と地域の協力病院等（診療所を含む。）が病院群を構成することが適当である。

5

平成25年4月22日 専門医の在り方に関する検討会報告書



都道府県、大学、医師会等の協議・関与が重要 ③

- 専門医が地域に定着するよう、専門医の資格取得後も、**都道府県や大学、地域の医師会等の関係者と研修施設等**が連携し、キャリア形成支援を進めることが期待される

6

平成25年4月22日 専門医の在り方に関する検討会報告書



地域における関係者の役割 都道府県の役割と協議の場

・ 第三十条の二十五 都道府県は、地域医療対策を踏まえ、地域において必要とされる医療を確保するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。

一 病院及び診療所における医師の確保の動向その他の地域において必要とされる医療の確保に関する調査及び分析を行うこと。

二 病院及び診療所の開設者、管理者その他の関係者に対し、医師の確保に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

三 就業を希望する医師、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学の医学部において医学を専攻する学生その他の関係者に対し、就業に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

四 医師に対し、医療に関する最新の知見及び技能に関する研修その他の能力の開発及び向上に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、**病院及び診療所における医師の確保を図るために必要な支援**を行うこと。

